

# 事業を開始するまでの流れ

- 就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事（事業所が指定都市及び中核市にある場合は、指定都市又は中核市の長）の認定を受ける必要があります。
- 認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して自治体に提出します。申請後の一連の流れは次のとおりです。なお、申請の詳細は自治体までお問い合わせください。

申請

審査

認定

自立相談支援機関  
からのあっせん

事業  
開始

## 認定基準の内容

- 認定基準の内容は以下のとおりです。なお、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）は、認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めたものですので、併せてご参照ください。

### (1) 就労訓練事業者に関する要件

- ① 法人格を有すること
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること
  - ㉞ 生活困窮者自立支援法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - ㉟ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
  - ㊱ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者 等

### (2) 就労等の支援に関する要件

- 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること
- ①② ①に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること
- ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと
  - ㉞ 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること
  - ㉟ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと
  - ㊱ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと
  - ㊲ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること

### (3) 安全衛生に関する要件

- 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること

### (4) 災害補償に関する要件

- 非雇用型の利用者が就労訓練事業において災害を被った場合の補償のために、必要な措置を講じること

## Q1. 就労訓練事業者に対する支援は？

**A1** 就労訓練事業は、民間事業者の自主事業であり、また、自立的な実施を促す観点から、運営費について自治体から補助を行うことはありません。ただし、固定資産税や不動産取得税等の非課税措置(1/2)、自治体による商品等の優先発注等の支援が実施されます。

また、就労開始後も事業者任せにせず、自立相談支援機関がしっかりフォローしますので、ご安心ください。

※固定資産税、不動産取得税の非課税措置については、社会福祉法人や消費生活協同組合など(NPO 法人、株式会社は含まれません。)が 10 名以上の生活困窮者を受け入れ、第 2 種社会福祉事業として実施するに限られます。

## Q2. 利用者の受け入れ期間に制限はありますか？

**A2** 利用者の受け入れ期間については、特段制限はありません。利用者が、その意欲や能力等に応じて常に適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇成型、一般就労とステップアップしていけるよう、自立相談支援機関と連携しつつ、支援を行います。

## Q3. 非雇用型の利用者について気をつけなければならないこと

**A3** 非雇用型の利用者は、あくまで訓練として就労を行うことから、雇用契約を締結した上で働く一般の従業員とは異なり、所定の作業日や作業時間に作業に従事するかどうかは利用者の自由に委ねるなどの取扱いが必要です。

また、非雇用型の利用者に関しては、労働基準関係法令の適用はありませんが、一般の従業員に関する取扱いも踏まえ、作業の際の安全の確保に十分に配慮する、万が一、災害が起こった場合に備えて保険に加入しておくなどの対応が必要です。

さらに、非雇用型の就労のインセンティブを高めるという観点から、工賃を支払うことをご検討いただきたいと考えています。

なお、以上についての詳細は、「ガイドライン」が作成されていますので、ご確認ください。

## Q4. 事業の実施に当たって事業所内でどのような支援体制を整備しなければなりませんか？

**A4** 就労訓練事業を行う際は、支援の担当者(就労支援担当者)を1名以上配置していただく必要があります。この就労支援担当者は、必ずしも専任である必要はなく、他の業務も兼務することが可能です。

就労支援担当者は、支援に関する計画の作成や利用者が就労する上での助言指導、他の従業員に対する普及啓発、自立相談支援機関との調整などを行います。

●就労訓練事業や生活困窮者自立支援制度についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先 大阪市福祉局生活福祉部自立支援課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話：06-6208-7959 ファックス：06-6202-6961

メールアドレス：fa0116@city.osaka.lg.jp